

プロポーザル方式募集要領等に関する回答書

令和4年6月14日

福島県文化振興課長

業務名	アートで広げる子どもの未来プロジェクト業務委託
質 問 事 項	
県立美術館・県立博物館の各部屋の広さが分かるような平面図があれば提供してほしい。	
回 答 事 項	
<p>両施設とも一般貸出を行っていないため、「独自企画のワークショップ」においては、当施設を使用することはできず、提供できる図面もございませんのでご了承ください。</p> <p>なお、「県立美術館及び県立博物館との合同ワークショップ」は、各館の学芸員の意見を集約し、ワークショップの内容及び開催場所・アーティスト・展示会場等を決定します。このため、「県立美術館及び県立博物館との合同ワークショップ」における実際の業務は、ワークショップの運営サポートの要素が強くなります。</p> <p>企画提案書においては、募集要領8（2）に記載されているとおり、「独自企画ワークショップ」についてご提案いただきますようお願いいたします。</p>	
質 問 事 項	
仕様書（4）参加者向け報告書の作成について 各プログラムの報告書の配布について、ワークショップ参加者への配布は郵送での配布が必須か。事前に告知した日程で、開催場所で配布することも可能か。	
回 答 事 項	
配布の方法について、指定はございません。ただし、報告書は、ワークショップ及び展示会の終了後に作成することとなりますので、それらを想定した配布方法としてください。	

質 問 事 項
仕様書（５）エ 県立美術館及び県立博物館との合同プログラムの開催経費について、各館の実習室を１０日程度使用した場合の会場使用料はどのくらいか。
回 答 事 項
合同プログラムで当該施設を使用する場合には、会場使用料は発生しないため、経費として計上する必要はございません。
質 問 事 項
提案する「独自企画ワークショップ」の内容が、「県立美術館及び県立博物館との合同ワークショップ」の内容と重ならないように、現時点での「県立美術館及び県立博物館との合同ワークショップ」の概要案を教えてください。
回 答 事 項
<p>○県立美術館との合同ワークショップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の幼・小・中・高校等を対象とし、各学校でワークショップを実施。 ・県立美術館学芸員が選定するアーティスト・学校教員・県立美術館学芸員と事前協議のうえ実施内容を決定。 <p>○県立博物館との合同ワークショップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奥会津（中山間地域）の子ども達を対象としたワークショップ。 ・特別支援学校の児童・生徒を対象としたワークショップ。 ・アーティスト及び内容は各学校等と協議のうえ県立博物館が決定する。
質 問 事 項
県立美術館及び県立博物館との合同ワークショップの内容は、美術館、博物館と協議して決定されるべきと考えるが、プロポーザルとしては、自社で考えるプランを提出して、それぞれの機関と協議した結果、プランが変更になる可能性もあると考えてよいか。
回 答 事 項
<p>「県立美術館及び県立博物館との合同ワークショップ」は、各館と協議のうえ、ワークショップの内容及び開催場所・アーティスト・展示会場等を決定します。このため、プロポーザルにおいては、募集要領８（２）に記載されているとおり、「独自企画ワークショップ」についてご提案いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、募集要領９（５）カ及びキに記載されているとおり、契約対象となる業務内容は、提案書の記載内容に拘束されるものではございませんので、「独自企画ワークショップ」についても、関係機関との協議の結果、プランが変更となる可能性は考えられます。</p>

質 問 事 項

他の非営利活動法人との連携での事業運営を想定する場合、どちらかが代表事業者になり再委託が可能か。それともコンソーシアムのような形で参加した方が良いのか。

回 答 事 項

他団体との連携について、特に指定する方法はなく、一部再委託又はコンソーシアムのいずれの形態としても構いません。

なお、委託業務の全部を一括して第三者に再委託することはできず、一部再委託をする場合でも、事前に発注者の承諾及び書面の提出が必要となります。